

# 令和4年度 経営管理実施権配分計画（大淵・内山地区）

森林経営管理法（平成30年法律第35号）第35条第1項の規定により、経営管理実施権配分計画を定める。

令和4年9月30日

富士市長 小長井 義正

# 経営管理実施権配分計画

## 1 個別事項

整理番号	配○3	経営管理実施権の設定を受ける者(丙)		(名称)		所在地							
		富士市森林組合 代表理事組合長 渡井 正孝		富士市森林組合 代表理事組合長 渡井 正孝		静岡県富士市大淵6979-5番地							
		経営管理実施権を設定する市町村(乙)		(名称)		(住所又は所在地)							
		富士市長 小長井 義正		富士市長 小長井 義正		静岡県富士市永田町1丁目100番地							
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)													
番号	所在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続 期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費 を控除してなお収益がある場合において甲に支払わ れるべき金銭 (D) の額の算定方法	丙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法
1	富士市大淵	10216	9	い20	山林	0.1563	ヒノキ	47	2022.9.30	5年 (2028.3.31)	<p>1. 森林経営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</li> </ul> <p>2. 森林管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</li> </ul> <p>3. 森林施業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</li> </ul>	<p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</li> </ul> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入により算定する。</li> </ul> <p>3. 木材生産業務費の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。</li> </ul> <p>4. 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。</li> <li>丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。</li> <li>木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。</li> <li>甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。</li> </ul>	<p>1. 時期</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに行う。</li> </ul> <p>2. 相手方及び方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込により行う。</li> </ul>
2	富士市大淵	10225	9	い20	山林	0.0357	ヒノキ	47	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
3	富士市大淵	14069	9	い51	山林	0.0806	スギ	74	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
4	富士市大淵	14070	9	い52	山林	0.0723	ヒノキ	54	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
5	富士市大淵	14072	9	い50	山林	0.0188	ヒノキ	47	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
6	富士市大淵	14073	9	い50	山林	0.3527	ヒノキ	47	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
7	富士市大淵	14074	9	い50	山林	0.1345	ヒノキ	57	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
8	富士市大淵	14075	9	い20	山林	0.0561	ヒノキ	47	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
9	富士市大淵	14076	9	い50	山林	0.1500	ヒノキ	47	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
10	富士市大淵	14077	9	い17-2	山林	0.0221	ヒノキ	61	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
11	富士市大淵	14078	9	い50	山林	0.0128	ヒノキ	47	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
12	富士市大淵	13965	11	い41・43	山林	0.0790	ヒノキ	66 94	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
13	富士市大淵	14649	9	ろ56	山林	0.0651	ヒノキ	62	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
14	富士市大淵	14652	9	ろ55 ろ56	山林	0.3454	ヒノキ スギ	58 62	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
15	富士市大淵	14653	9	ろ69-1	山林	0.1206	ヒノキ	61	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
16	富士市大淵	14657	9	ろ56	山林	0.0638	ヒノキ	62	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
17	富士市大淵	9140	9	ろ56	山林	0.1983	ヒノキ	62	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
18	富士市大淵	9236	10	い58-1 い62-1	山林	0.1719	ヒノキ	51 62	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
19	富士市大淵	14687	9	ろ93	山林	0.0555	ヒノキ	61	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									（A）の森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	
1	富士市大淵	10216	9	い20	山林	0.1563	ヒノキ	47			03-6
2	富士市大淵	10225	9	い20	山林	0.0357	ヒノキ	47			03-6
3	富士市大淵	14069	9	い51	山林	0.0806	スギ	74			03-6
4	富士市大淵	14070	9	い52	山林	0.0723	ヒノキ	54			03-6
5	富士市大淵	14072	9	い50	山林	0.0188	ヒノキ	47			03-6
6	富士市大淵	14073	9	い50	山林	0.3527	ヒノキ	47			03-6
7	富士市大淵	14074	9	い50	山林	0.1345	ヒノキ	57			03-6
8	富士市大淵	14075	9	い20	山林	0.0561	ヒノキ	47			03-6
9	富士市大淵	14076	9	い50	山林	0.1500	ヒノキ	47			03-6
10	富士市大淵	14077	9	い17-2	山林	0.0221	ヒノキ	61			03-6
11	富士市大淵	14078	9	い50	山林	0.0128	ヒノキ	47			03-6
12	富士市大淵	13965	11	い41・43	山林	0.0790	ヒノキ	66 94			03-13
13	富士市大淵	14649	9	ろ56	山林	0.0651	ヒノキ	62			03-17
14	富士市大淵	14652	9	ろ55 ろ56	山林	0.3454	ヒノキ スギ	58 62			03-17
15	富士市大淵	14653	9	ろ69-1	山林	0.1206	ヒノキ	61			03-17
16	富士市大淵	14657	9	ろ56	山林	0.0638	ヒノキ	62			03-17
17	富士市大淵	9140	9	ろ56	山林	0.1983	ヒノキ	62			03-17
18	富士市大淵	9236	10	い58-1 い62-1	山林	0.1719	ヒノキ	51 62			03-24
19	富士市大淵	14687	9	ろ93	山林	0.0555	ヒノキ	61			03-30

# 経営管理実施権配分計画

## 1 個別事項

整理番号	配○3	経営管理実施権の設定を受ける者(丙)		(名称)		所在地							
		富士市森林組合 代表理事組合長 渡井 正孝		富士市森林組合 代表理事組合長 渡井 正孝		静岡県富士市大淵6979-5番地							
		経営管理実施権を設定する市町村(乙)		(名称)		(住所又は所在地)							
		富士市長 小長井 義正		富士市長 小長井 義正		静岡県富士市永田町1丁目100番地							
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)													
番号	所在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続 期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費 を控除してなお収益がある場合において甲に支払わ れるべき金銭 (D) の額の算定方法	丙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法
20	富士市大淵	14688	9	ろ98	山林	0.0059	ヒノキ	28	2022.9.30	5年 (2028.3.31)	<p>1. 森林経営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</li> </ul> <p>2. 森林管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</li> </ul> <p>3. 森林施業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</li> </ul>	<p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</li> </ul> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入により算定する。</li> </ul> <p>3. 木材生産業務費の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。</li> </ul> <p>4. 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。</li> <li>丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。</li> <li>木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。</li> <li>甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。</li> </ul>	<p>1. 時期</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに行う。</li> </ul> <p>2. 相手方及び方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込により行う。</li> </ul>
21	富士市大淵	14689	9	ろ94	山林	0.0423	ヒノキ	56	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
22	富士市大淵	14690	9	ろ93	山林	0.0181	ヒノキ	61	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
23	富士市大淵	14694	9	ろ103	山林	0.0624	ヒノキ	70	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
24	富士市大淵	14695	9	ろ102	山林	0.0386	ヒノキ	64	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
25	富士市大淵	14696	9	ろ97・98	山林	0.5418	ヒノキ	28 58	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
26	富士市大淵	14697	9	ろ97	山林	0.1368	ヒノキ	58	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
27	富士市大淵	14698	9	ろ97	山林	0.0082	ヒノキ	58	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
28	富士市大淵	14699	9	ろ98	山林	0.0274	ヒノキ	28	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
29	富士市大淵	14700	9	ろ98	山林	0.0228	ヒノキ	28	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
30	富士市大淵	14577	9	ろ54	山林	0.0175	ヒノキ	71	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
31	富士市大淵	14578	9	ろ54	山林	0.0221	ヒノキ	71	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
32	富士市大淵	14581	9	ろ54	山林	0.0750	ヒノキ	71	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
33	富士市大淵	14583	9	ろ61 ろ65	山林	0.4340	ヒノキ スギ	58 64	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
34	富士市大淵	14646	9	ろ64	山林	0.1656	ヒノキ スギ	58	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
35	富士市大淵	14647	9	ろ64	山林	0.0274	ヒノキ スギ	58	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
36	富士市大淵	14648	9	ろ59-2 ろ66-1	山林	0.8446	ヒノキ スギ	57 58	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
37	富士市大淵	9803	9	ろ112 ろ114	山林	0.1616	ヒノキ	64 76	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
38	富士市大淵	9804	9	い105・106-1 ろ107・110・ 111・112	山林	1.2793	ヒノキ	61・62・ 64・71	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									（A）の森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	
20	富士市大淵	14688	9	ろ98	山林	0.0059	ヒノキ	28			03-30
21	富士市大淵	14689	9	ろ94	山林	0.0423	ヒノキ	56			03-30
22	富士市大淵	14690	9	ろ93	山林	0.0181	ヒノキ	61			03-30
23	富士市大淵	14694	9	ろ103	山林	0.0624	ヒノキ	70			03-30
24	富士市大淵	14695	9	ろ102	山林	0.0386	ヒノキ	64			03-30
25	富士市大淵	14696	9	ろ97・98	山林	0.5418	ヒノキ	28 58			03-30
26	富士市大淵	14697	9	ろ97	山林	0.1368	ヒノキ	58			03-30
27	富士市大淵	14698	9	ろ97	山林	0.0082	ヒノキ	58			03-30
28	富士市大淵	14699	9	ろ98	山林	0.0274	ヒノキ	28			03-30
29	富士市大淵	14700	9	ろ98	山林	0.0228	ヒノキ	28			03-30
30	富士市大淵	14577	9	ろ54	山林	0.0175	ヒノキ	71			03-32
31	富士市大淵	14578	9	ろ54	山林	0.0221	ヒノキ	71			03-32
32	富士市大淵	14581	9	ろ54	山林	0.0750	ヒノキ	71			03-32
33	富士市大淵	14583	9	ろ61 ろ65	山林	0.4340	ヒノキ スギ	58 64			03-32
34	富士市大淵	14646	9	ろ64	山林	0.1656	ヒノキ スギ	58			03-32
35	富士市大淵	14647	9	ろ64	山林	0.0274	ヒノキ スギ	58			03-32
36	富士市大淵	14648	9	ろ59-2 ろ66-1	山林	0.8446	ヒノキ スギ	57 58			03-32
37	富士市大淵	9803	9	ろ112 ろ114	山林	0.1616	ヒノキ	64 76			03-32
38	富士市大淵	9804	9	ろ105・106-1 ろ107・110・ 111・112	山林	1.2793	ヒノキ	61・62・ 64・71			03-32

# 経営管理実施権配分計画

## 1 個別事項

整理番号	配○3	経営管理実施権の設定を受ける者(丙)		(名称)		(所在地)							
		経営管理実施権を設定する市町村(乙)		富士市森林組合 代表理事組合長 渡井 正孝		静岡県富士市大淵6979-5番地							
				(名称)		(住所又は所在地)							
				富士市長 小長井 義正		静岡県富士市永田町1丁目100番地							
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)													
番号	所在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続 期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費 を控除してなお収益がある場合において甲に支払わ れるべき金銭 (D) の額の算定方法	丙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法
39	富士市大淵	10203	9	い 8・10・	山林	0.1573	ヒノキ	59	2022.9.30	5年 (2028.3.31)	<p>1. 森林経営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</li> </ul> <p>2. 森林管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</li> </ul> <p>3. 森林施業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</li> </ul>	<p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</li> </ul> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入により算定する。</li> </ul> <p>3. 木材生産業務費の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。</li> </ul> <p>4. 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。</li> <li>丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。</li> <li>木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。</li> <li>甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。</li> </ul>	<p>1. 時期</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに行う。</li> </ul> <p>2. 相手方及び方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込により行う。</li> </ul>
40	富士市大淵	10211	9	い9	山林	0.3325	ヒノキ	64	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
41	富士市大淵	10212	9	い12 い13	山林	0.2409	ヒノキ	49 59	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
42	富士市大淵	10213	9	い11	山林	0.2102	ヒノキ	59	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
43	富士市大淵	10214	9	い11	山林	0.0168	ヒノキ	59	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
44	富士市大淵	14742	9	い76	山林	0.1044	ヒノキ	64	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
45	富士市大淵	14743	9	い76	山林	0.0383	ヒノキ	64	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
46	富士市大淵	9145	9	ろ78	山林	0.4889	ヒノキ	74	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
47	富士市大淵	9153	9	ろ78-1	山林	0.1186	ヒノキ	12	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
48	富士市大淵	14834	9	ろ73	山林	0.0677	ヒノキ	54	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
49	富士市大淵	4464-2	9	ろ45・ 46・73	山林	0.6145	ヒノキ	34・ 54・59	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
50	富士市大淵	9797	9	ろ109	山林	0.1656	ヒノキ	65	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
51	富士市大淵	9808	9	ろ115	山林	0.0978	ヒノキ	66	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
52	富士市大淵	9809	9	ろ115	山林	0.2750	ヒノキ	66	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
53	富士市大淵	9830-3	9	い116	山林	0.0371	ヒノキ	72	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
54	富士市大淵	9830-5	9	い116	山林	0.2190	ヒノキ	72	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
55	富士市大淵	9830-6	9	い115 い118	山林	0.3264	ヒノキ	69 74	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
56	富士市大淵	9136	9	ろ74	山林	0.3014	ヒノキ	57	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
57	富士市大淵	9137	9	ろ74	山林	0.1900	ヒノキ	57	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									（A）の森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	
39	富士市大淵	10203	9	い 8・10・	山林	0.1573	ヒノキ	59			03-34
40	富士市大淵	10211	9	い9	山林	0.3325	ヒノキ	64			03-34
41	富士市大淵	10212	9	い12 い13	山林	0.2409	ヒノキ	49 59			03-34
42	富士市大淵	10213	9	い11	山林	0.2102	ヒノキ	59			03-34
43	富士市大淵	10214	9	い11	山林	0.0168	ヒノキ	59			03-34
44	富士市大淵	14742	9	い76	山林	0.1044	ヒノキ	64			03-34
45	富士市大淵	14743	9	い76	山林	0.0383	ヒノキ	64			03-34
46	富士市大淵	9145	9	ろ78	山林	0.4889	ヒノキ	74			03-37
47	富士市大淵	9153	9	ろ78-1	山林	0.1186	ヒノキ	12			03-37
48	富士市大淵	14834	9	ろ73	山林	0.0677	ヒノキ	54			03-40
49	富士市大淵	4464-2	9	ろ45・ 46・73	山林	0.6145	ヒノキ	34・ 54・59			03-40
50	富士市大淵	9797	9	ろ109	山林	0.1656	ヒノキ	65			03-41
51	富士市大淵	9808	9	ろ115	山林	0.0978	ヒノキ	66			03-41
52	富士市大淵	9809	9	ろ115	山林	0.2750	ヒノキ	66			03-41
53	富士市大淵	9830-3	9	い116	山林	0.0371	ヒノキ	72			03-44
54	富士市大淵	9830-5	9	い116	山林	0.2190	ヒノキ	72			03-44
55	富士市大淵	9830-6	9	い115 い118	山林	0.3264	ヒノキ	69 74			03-44
56	富士市大淵	9136	9	ろ74	山林	0.3014	ヒノキ	57			03-55
57	富士市大淵	9137	9	ろ74	山林	0.1900	ヒノキ	57			03-55

# 経営管理実施権配分計画

## 1 個別事項

整理番号	配○3	経営管理実施権の設定を受ける者(丙)		(名称)		(所在地)							
		経営管理実施権を設定する市町村(乙)		富士市長 小長井 義正		(住所又は所在地)							
		経営管理実施権の設定を受ける森林(A)		経営管理実施権の存続期間(終期)(B)		経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容(C)		木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法		丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法			
番号	所在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	経営管理 実施権の始期				
58	富士市大淵	9138-1	9	ろ56-1	山林	0.1843	ヒノキ	62	2022.9.30	5年 (2028.3.31)	<p>1. 森林経営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</li> </ul> <p>2. 森林管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</li> </ul> <p>3. 森林施業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</li> </ul>	<p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</li> </ul> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入により算定する。</li> </ul> <p>3. 木材生産業務費の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。</li> </ul> <p>4. 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。</li> <li>丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。</li> <li>木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。</li> <li>甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。</li> </ul>	<p>1. 時期</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに行う。</li> </ul> <p>2. 相手方及び方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込により行う。</li> </ul>
59	富士市大淵	9142	9	ろ81	山林	0.1639	ヒノキ	58	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
60	富士市大淵	9143	9	ろ79	山林	0.1573	ヒノキ	61	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
61	富士市大淵	9144	9	ろ80	山林	0.1123	ヒノキ	59	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
62	富士市大淵	14840	9	ろ6	山林	0.0760	ヒノキ	54	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
63	富士市大淵	14841-1	9	ろ6	山林	0.1059	ヒノキ	54	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
64	富士市大淵	14845	9	ろ6	山林	0.0082	ヒノキ	54	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
65	富士市大淵	14852	9	ろ11-1	山林	0.1603	ヒノキ	66	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
66	富士市大淵	14856	9	ろ11-1	山林	0.0066	ヒノキ	66	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
67	富士市大淵	9117-2	9	ろ6	山林	0.0130	ヒノキ	54	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
68	富士市大淵	4409	9	ろ21	山林	0.1196	ヒノキ	64	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
69	富士市大淵	4410	9	ろ21	山林	0.1067	ヒノキ	64	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
70	富士市大淵	14498	9	い31	山林	0.2773	ヒノキ	59	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
71	富士市大淵	14499	9	い31 い32	山林	0.0697	ヒノキ	59	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
72	富士市大淵	14500	9	い32	山林	0.0723	ヒノキ	59	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
73	富士市大淵	9747	9	い32	山林	0.0076	ヒノキ	59	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
74	富士市大淵	14563	9	ろ36	山林	0.0442	ヒノキ	60	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
75	富士市大淵	14564	9	ろ36	山林	0.1923	ヒノキ	60	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
76	富士市大淵	14565	9	ろ36	山林	0.0010	ヒノキ	60	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			



丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									（A）の森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	
58	富士市大淵	9138-1	9	ろ56-1	山林	0.1843	ヒノキ	62			03-55
59	富士市大淵	9142	9	ろ81	山林	0.1639	ヒノキ	58			03-55
60	富士市大淵	9143	9	ろ79	山林	0.1573	ヒノキ	61			03-55
61	富士市大淵	9144	9	ろ80	山林	0.1123	ヒノキ	59			03-55
62	富士市大淵	14840	9	ろ6	山林	0.0760	ヒノキ	54			03-57
63	富士市大淵	14841-1	9	ろ6	山林	0.1059	ヒノキ	54			03-57
64	富士市大淵	14845	9	ろ6	山林	0.0082	ヒノキ	54			03-57
65	富士市大淵	14852	9	ろ11-1	山林	0.1603	ヒノキ	66			03-57
66	富士市大淵	14856	9	ろ11-1	山林	0.0066	ヒノキ	66			03-57
67	富士市大淵	9117-2	9	ろ6	山林	0.0130	ヒノキ	54			03-57
68	富士市大淵	4409	9	ろ21	山林	0.1196	ヒノキ	64			03-64
69	富士市大淵	4410	9	ろ21	山林	0.1067	ヒノキ	64			03-64
70	富士市大淵	14498	9	い31	山林	0.2773	ヒノキ	59			03-72
71	富士市大淵	14499	9	い31 い32	山林	0.0697	ヒノキ	59			03-72
72	富士市大淵	14500	9	い32	山林	0.0723	ヒノキ	59			03-72
73	富士市大淵	9747	9	い32	山林	0.0076	ヒノキ	59			03-72
74	富士市大淵	14563	9	ろ36	山林	0.0442	ヒノキ	60			03-73
75	富士市大淵	14564	9	ろ36	山林	0.1923	ヒノキ	60			03-73
76	富士市大淵	14565	9	ろ36	山林	0.0010	ヒノキ	60			03-73

# 経営管理実施権配分計画

## 1 個別事項

整理番号	配○3	経営管理実施権の設定を受ける者(丙)		(名称)		所在地							
		富士市森林組合 代表理事組合長 渡井 正孝		富士市森林組合 代表理事組合長 渡井 正孝		静岡県富士市大淵6979-5番地							
		経営管理実施権を設定する市町村(乙)		(名称)		(住所又は所在地)							
		富士市長 小長井 義正		富士市長 小長井 義正		静岡県富士市永田町1丁目100番地							
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)													
番号	所在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続 期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費 を控除してなお収益がある場合において甲に支払わ れるべき金銭 (D) の額の算定方法	丙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法
77	富士市大淵	14566	9	ろ36	山林	0.0892	ヒノキ	60	2022.9.30	5年 (2028.3.31)	1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。  2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。  3. 森林施業 ・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。  2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入により算定する。  3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。  4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。	1. 時期 ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに行う。  2. 相手方及び方法 ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込により行う。
78	富士市大淵	14567	9	ろ37	山林	0.2254	ヒノキ	57	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
79	富士市大淵	14568	9	ろ60	山林	0.0945	ヒノキ	64	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
80	富士市大淵	14569	9	ろ37	山林	0.0479	ヒノキ	57	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
81	富士市大淵	14570	9	ろ37	山林	0.0003	ヒノキ	57	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
82	富士市大淵	14571	9	ろ37	山林	0.1051	ヒノキ	57	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
83	富士市大淵	14618	9	い68	山林	0.0938	ヒノキ	64	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
84	富士市大淵	14619	9	い68	山林	0.0314	ヒノキ	64	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
85	富士市大淵	14624	9	い65	山林	0.0062	ヒノキ	67	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
86	富士市大淵	14634	9	い65	山林	0.0089	ヒノキ	67	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
87	富士市大淵	14735	9	い71	山林	0.1745	ヒノキ	67	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
88	富士市大淵	4417-1	9	い67・69・70	山林	0.3943	ヒノキ	37・51・64	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
89	富士市大淵	14579	9	ろ58	山林	0.0757	ヒノキ	51	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
90	富士市大淵	14580	9	ろ58・59	山林	0.1566	ヒノキ スギ	51 58	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
91	富士市大淵	4415	9	ろ59	山林	0.1487	ヒノキ スギ	58	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
92	富士市大淵	9151	10	い13	山林	0.2932	ヒノキ	56	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
93	富士市大淵	14851	9	ろ11	山林	0.1418	ヒノキ	66	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
94	富士市大淵	14857	9	ろ11	山林	0.0208	ヒノキ	66	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
95	富士市大淵	14901	10	い1	山林	0.2585	ヒノキ	58	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									（A）の森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	
77	富士市大淵	14566	9	ろ36	山林	0.0892	ヒノキ	60			03-73
78	富士市大淵	14567	9	ろ37	山林	0.2254	ヒノキ	57			03-73
79	富士市大淵	14568	9	ろ60	山林	0.0945	ヒノキ	64			03-73
80	富士市大淵	14569	9	ろ37	山林	0.0479	ヒノキ	57			03-73
81	富士市大淵	14570	9	ろ37	山林	0.0003	ヒノキ	57			03-73
82	富士市大淵	14571	9	ろ37	山林	0.1051	ヒノキ	57			03-73
83	富士市大淵	14618	9	い68	山林	0.0938	ヒノキ	64			03-77
84	富士市大淵	14619	9	い68	山林	0.0314	ヒノキ	64			03-77
85	富士市大淵	14624	9	い65	山林	0.0062	ヒノキ	67			03-77
86	富士市大淵	14634	9	い65	山林	0.0089	ヒノキ	67			03-77
87	富士市大淵	14735	9	い71	山林	0.1745	ヒノキ	67			03-77
88	富士市大淵	4417-1	9	い67・ 69・70	山林	0.3943	ヒノキ	37・ 51・64			03-77
89	富士市大淵	14579	9	ろ58	山林	0.0757	ヒノキ	51			03-80
90	富士市大淵	14580	9	ろ58・59	山林	0.1566	ヒノキ スギ	51 58			03-80
91	富士市大淵	4415	9	ろ59	山林	0.1487	ヒノキ スギ	58			03-80
92	富士市大淵	9151	10	い13	山林	0.2932	ヒノキ	56			03-82
93	富士市大淵	14851	9	ろ11	山林	0.1418	ヒノキ	66			03-84
94	富士市大淵	14857	9	ろ11	山林	0.0208	ヒノキ	66			03-84
95	富士市大淵	14901	10	い1	山林	0.2585	ヒノキ	58			03-84

# 経営管理実施権配分計画

## 1 個別事項

整理番号	配○3	経営管理実施権の設定を受ける者(丙)		(名称)		所在地							
		富士市森林組合 代表理事組合長 渡井 正孝		富士市森林組合 代表理事組合長 渡井 正孝		静岡県富士市大淵6979-5番地							
		経営管理実施権を設定する市町村(乙)		(名称)		(住所又は所在地)							
		富士市長 小長井 義正		富士市長 小長井 義正		静岡県富士市永田町1丁目100番地							
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)													
番号	所在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続 期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費 を控除してなお収益がある場合において甲に支払わ れるべき金銭 (D) の額の算定方法	丙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法
96	富士市大淵	14904	10	い1	山林	0.0641	ヒノキ	58	2022.9.30	5年 (2028.3.31)	1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。  2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。  3. 森林施業 ・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。  2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入により算定する。  3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。  4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。	1. 時期 ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに行う。  2. 相手方及び方法 ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込により行う。
97	富士市大淵	14942	11	い20	山林	0.0280	ヒノキ	65	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
98	富士市大淵	14943	11	い20	山林	0.0489	ヒノキ	65	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
99	富士市大淵	14944	11	い20	山林	0.0872	ヒノキ	65	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
100	富士市大淵	14945	11	い20	山林	0.0122	ヒノキ	65	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
101	富士市大淵	15043	10	い66-1	山林	0.1504	ヒノキ	61	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
102	富士市大淵	15044	10	い39 い66-1	山林	0.2694	ヒノキ スギ	61 68	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
103	富士市大淵	9206	10	い66-1	山林	0.0181	ヒノキ	61	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
104	富士市大淵	9197	10	い18-2	山林	0.1771	ヒノキ	69	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
105	富士市大淵	14517	9	い33	山林	0.1246	ヒノキ	57	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
106	富士市大淵	14596	9	い45	山林	0.1391	ヒノキ	69	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
107	富士市大淵	14629	9	い45	山林	0.0505	ヒノキ	69	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
108	富士市大淵	14631	9	い58	山林	0.0479	ヒノキ	59	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
109	富士市大淵	14637	9	い58	山林	0.0069	ヒノキ	59	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
110	富士市大淵	14705	9	ろ104-5	山林	0.0390	スギ	77	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
111	富士市大淵	14706	9	ろ105	山林	0.0188	ヒノキ	66	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
112	富士市大淵	14716	9	い63	山林	0.1024	ヒノキ	61	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
113	富士市大淵	14808	9	ろ32	山林	0.0403	ヒノキ	59	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
114	富士市大淵	14994	10	い27	山林	0.0651	ヒノキ	76	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									（A）の森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	
96	富士市大淵	14904	10	い1	山林	0.0641	ヒノキ	58			03-84
97	富士市大淵	14942	11	い20	山林	0.0280	ヒノキ	65			03-84
98	富士市大淵	14943	11	い20	山林	0.0489	ヒノキ	65			03-84
99	富士市大淵	14944	11	い20	山林	0.0872	ヒノキ	65			03-84
100	富士市大淵	14945	11	い20	山林	0.0122	ヒノキ	65			03-84
101	富士市大淵	15043	10	い66-1	山林	0.1504	ヒノキ	61			03-84
102	富士市大淵	15044	10	い39 い66-1	山林	0.2694	ヒノキ スギ	61 68			03-84
103	富士市大淵	9206	10	い66-1	山林	0.0181	ヒノキ	61			03-84
104	富士市大淵	9197	10	い18-2	山林	0.1771	ヒノキ	69			03-86
105	富士市大淵	14517	9	い33	山林	0.1246	ヒノキ	57			03-87
106	富士市大淵	14596	9	い45	山林	0.1391	ヒノキ	69			03-87
107	富士市大淵	14629	9	い45	山林	0.0505	ヒノキ	69			03-87
108	富士市大淵	14631	9	い58	山林	0.0479	ヒノキ	59			03-87
109	富士市大淵	14637	9	い58	山林	0.0069	ヒノキ	59			03-87
110	富士市大淵	14705	9	ろ104-5	山林	0.0390	スギ	77			03-87
111	富士市大淵	14706	9	ろ105	山林	0.0188	ヒノキ	66			03-87
112	富士市大淵	14716	9	い63	山林	0.1024	ヒノキ	61			03-87
113	富士市大淵	14808	9	ろ32	山林	0.0403	ヒノキ	59			03-87
114	富士市大淵	14994	10	い27	山林	0.0651	ヒノキ	76			03-87

# 経営管理実施権配分計画

## 1 個別事項

整理番号	配○3	経営管理実施権の設定を受ける者(丙)		(名称)		(所在地)							
		経営管理実施権を設定する市町村(乙)		富士市森林組合 代表理事組合長 渡井 正孝		静岡県富士市大淵6979-5番地							
				(名称)		(住所又は所在地)							
				富士市長 小長井 義正		静岡県富士市永田町1丁目100番地							
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)													
番号	所在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続 期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費 を控除してなお収益がある場合において甲に支払わ れるべき金銭 (D) の額の算定方法	丙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法
115	富士市大淵	14995	10	い27	山林	0.1028	ヒノキ	76	2022.9.30	5年 (2028.3.31)	<p>1. 森林経営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</li> </ul> <p>2. 森林管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</li> </ul> <p>3. 森林施業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</li> </ul>	<p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</li> </ul> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入により算定する。</li> </ul> <p>3. 木材生産業務費の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。</li> </ul> <p>4. 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。</li> <li>丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。</li> <li>木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。</li> <li>甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。</li> </ul>	<p>1. 時期</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに行う。</li> </ul> <p>2. 相手方及び方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込により行う。</li> </ul>
116	富士市大淵	14996	10	い29	山林	0.1289	ヒノキ	57	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
117	富士市大淵	14997	10	い47	山林	0.2178	ヒノキ	55	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
118	富士市大淵	15005	10	い48・ 49・54	山林	0.2892	ヒノキ	58・ 61・74	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
119	富士市大淵	9794	9	い98	山林	0.0565	ヒノキ	61	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
120	富士市大淵	9795	9	ろ108	山林	0.0287	ヒノキ	67	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
121	富士市大淵	9798	9	ろ108	山林	0.1180	ヒノキ	67	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
122	富士市大淵	14791	9	ろ13	山林	0.0796	ヒノキ	59	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
123	富士市大淵	14792-1	9	ろ13	山林	0.4188	ヒノキ	59	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
124	富士市大淵	14793	9	ろ14	山林	0.1659	ヒノキ	61	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
125	富士市大淵	14809-1	9	ろ122	山林	0.3355	ヒノキ	57	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
126	富士市大淵	4420	9	ろ104	山林	0.4380	スギ	77	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
127	富士市大淵	14628	9	い59-1	山林	0.0330	ヒノキ スギ	74	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
128	富士市大淵	14684	9	ろ86	山林	0.0406	ヒノキ	62	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
129	富士市大淵	14712	9	い61	山林	0.0320	ヒノキ スギ	74	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
130	富士市大淵	14713	9	い61	山林	0.0730	ヒノキ スギ	74	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
131	富士市大淵	4477-2	9	ろ1	山林	0.2231	ヒノキ スギ	64	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
132	富士市大淵	9112	9	ろ1	山林	0.0056	ヒノキ スギ	64	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
133	富士市大淵	9114	9	ろ1	山林	0.0760	ヒノキ スギ	64	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									（A）の森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	
115	富士市大淵	14995	10	い27	山林	0.1028	ヒノキ	76			03-87
116	富士市大淵	14996	10	い29	山林	0.1289	ヒノキ	57			03-87
117	富士市大淵	14997	10	い47	山林	0.2178	ヒノキ	55			03-87
118	富士市大淵	15005	10	い48・ 49・54	山林	0.2892	ヒノキ	58・ 61・74			03-87
119	富士市大淵	9794	9	い98	山林	0.0565	ヒノキ	61			03-87
120	富士市大淵	9795	9	ろ108	山林	0.0287	ヒノキ	67			03-87
121	富士市大淵	9798	9	ろ108	山林	0.1180	ヒノキ	67			03-87
122	富士市大淵	14791	9	ろ13	山林	0.0796	ヒノキ	59			03-95
123	富士市大淵	14792-1	9	ろ13	山林	0.4188	ヒノキ	59			03-95
124	富士市大淵	14793	9	ろ14	山林	0.1659	ヒノキ	61			03-95
125	富士市大淵	14809-1	9	ろ122	山林	0.3355	ヒノキ	57			03-95
126	富士市大淵	4420	9	ろ104	山林	0.4380	スギ	77			03-96
127	富士市大淵	14628	9	い59-1	山林	0.0330	ヒノキ スギ	74			03-111
128	富士市大淵	14684	9	ろ86	山林	0.0406	ヒノキ	62			03-111
129	富士市大淵	14712	9	い61	山林	0.0320	ヒノキ スギ	74			03-111
130	富士市大淵	14713	9	い61	山林	0.0730	ヒノキ スギ	74			03-111
131	富士市大淵	4477-2	9	ろ1	山林	0.2231	ヒノキ スギ	64			03-112
132	富士市大淵	9112	9	ろ1	山林	0.0056	ヒノキ スギ	64			03-112
133	富士市大淵	9114	9	ろ1	山林	0.0760	ヒノキ スギ	64			03-112

# 経営管理実施権配分計画

## 1 個別事項

整理番号	配○3	経営管理実施権の設定を受ける者(丙)		(名称)		(所在地)							
		富士市森林組合 代表理事組合長 渡井 正孝		富士市森林組合 代表理事組合長 渡井 正孝		静岡県富士市大淵6979-5番地							
		経営管理実施権を設定する市町村(乙)		(名称)		(住所又は所在地)							
		村(乙)		富士市長 小長井 義正		静岡県富士市永田町1丁目100番地							
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林(A)													
番号	所在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続 期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基づいて行 われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費 を控除してなお収益がある場合において甲に支払わ れるべき金銭(D)の額の算定方法	丙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法
134	富士市大淵	14626	9	い72-2	山林	0.0393	ヒノキ	61	2022.9.30	5年 (2028.3.31)	<p>1. 森林経営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</li> </ul> <p>2. 森林管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>丙は、森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</li> </ul> <p>3. 森林施業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</li> </ul>	<p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</li> </ul> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入により算定する。</li> </ul> <p>3. 木材生産業務費の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。</li> </ul> <p>4. 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。</li> <li>丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。</li> <li>木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。</li> <li>甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。</li> </ul>	<p>1. 時期</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに行う。</li> </ul> <p>2. 相手方及び方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込により行う。</li> </ul>
135	富士市大淵	14635	9	い58-6 い72-2	山林	0.0499	ヒノキ	59 61	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
136	富士市大淵	15034	10	い65	山林	0.0796	ヒノキ	92	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
137	富士市大淵	4457-3	10	い71	山林	0.5408	ヒノキ	67	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
138	富士市大淵	14889	11	い1	山林	0.0261	ヒノキ	57	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
139	富士市大淵	14890	11	い1	山林	0.0723	ヒノキ	57	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
140	富士市大淵	14891	11	い1	山林	0.0069	ヒノキ	57	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
141	富士市大淵	14892	11	い1	山林	0.0039	ヒノキ	57	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
142	富士市大淵	14902	9	ろ44	山林	0.1626	スギ	53	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
143	富士市大淵	14903	9	ろ73-2	山林	0.0452	ヒノキ	54	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
144	富士市大淵	9135	10	い1-1	山林	0.0558	ヒノキ	58	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
145	富士市大淵	9272	10	い92	山林	0.1044	ヒノキ スギ	66	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
146	富士市大淵	9274	10 11	い91 い73-1	山林	0.0330	ヒノキ スギ	59 70	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
147	富士市大淵	9319	10	い91	山林	0.0945	ヒノ キ	70	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
148	富士市大淵	9199-1	10	い53-1	山林	0.0081	ヒノキ	67	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
149	富士市大淵	9199-2	10	い53-1	山林	0.0294	ヒノキ	67	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
150	富士市大淵	9200-1	10	い52-1 い53-1	山林	0.3903	ヒノキ	64 67	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
151	富士市大淵	9200-2	10	い18-1	山林	0.1841	ヒノキ	69	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
152	富士市大淵	9203	10	い53-1	山林	0.0413	ヒノキ	67	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			



丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									（A）の森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	
134	富士市大淵	14626	9	い72-2	山林	0.0393	ヒノキ	61			03-113
135	富士市大淵	14635	9	い58-6 い72-2	山林	0.0499	ヒノキ	59 61			03-113
136	富士市大淵	15034	10	い65	山林	0.0796	ヒノキ	92			03-117
137	富士市大淵	4457-3	10	い71	山林	0.5408	ヒノキ	67			03-117
138	富士市大淵	14889	11	い1	山林	0.0261	ヒノキ	57			03-127
139	富士市大淵	14890	11	い1	山林	0.0723	ヒノキ	57			03-127
140	富士市大淵	14891	11	い1	山林	0.0069	ヒノキ	57			03-127
141	富士市大淵	14892	11	い1	山林	0.0039	ヒノキ	57			03-127
142	富士市大淵	14902	9	ろ44	山林	0.1626	スギ	53			03-127
143	富士市大淵	14903	9	ろ73-2	山林	0.0452	ヒノキ	54			03-127
144	富士市大淵	9135	10	い1-1	山林	0.0558	ヒノキ	58			03-127
145	富士市大淵	9272	10	い92	山林	0.1044	ヒノキ スギ	66			03-129
146	富士市大淵	9274	10 11	い91 い73-1	山林	0.0330	ヒノキ スギ	59 70			03-129
147	富士市大淵	9319	10	い91	山林	0.0945	ヒノ キ	70			03-129
148	富士市大淵	9199-1	10	い53-1	山林	0.0081	ヒノキ	67			03-133
149	富士市大淵	9199-2	10	い53-1	山林	0.0294	ヒノキ	67			03-133
150	富士市大淵	9200-1	10	い52-1 い53-1	山林	0.3903	ヒノキ	64 67			03-133
151	富士市大淵	9200-2	10	い18-1	山林	0.1841	ヒノキ	69			03-133
152	富士市大淵	9203	10	い53-1	山林	0.0413	ヒノキ	67			03-133

# 経営管理実施権配分計画

## 1 個別事項

整理番号	配○3	経営管理実施権の設定を受ける者(丙)		(名称)		所在地							
		富士市森林組合 代表理事組合長 渡井 正孝		富士市森林組合 代表理事組合長 渡井 正孝		静岡県富士市大淵6979-5番地							
		経営管理実施権を設定する市町村(乙)		(名称)		(住所又は所在地)							
		村(乙)		富士市長 小長井 義正		静岡県富士市永田町1丁目100番地							
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林(A)													
番号	所在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続 期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基づいて行 われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費 を控除してなお収益がある場合において甲に支払わ れるべき金銭(D)の額の算定方法	丙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法
153	富士市大淵	14814	9	ろ25-3	山林	0.0710	ヒノキ	16	2022.9.30	5年 (2028.3.31)	<p>1. 森林経営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</li> </ul> <p>2. 森林管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</li> </ul> <p>3. 森林施業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</li> </ul>	<p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</li> </ul> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入により算定する。</li> </ul> <p>3. 木材生産業務費の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。</li> </ul> <p>4. 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。</li> <li>丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。</li> <li>木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。</li> <li>甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。</li> </ul>	<p>1. 時期</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに行う。</li> </ul> <p>2. 相手方及び方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込により行う。</li> </ul>
154	富士市大淵	14815	9	ろ25-3	山林	0.0343	ヒノキ	16	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
155	富士市大淵	14640	9	ろ66	山林	0.1791	ヒノキ	57	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
156	富士市大淵	14641	9	ろ66	山林	0.3672	ヒノキ	57	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
157	富士市大淵	14645	9	ろ66	山林	0.0495	ヒノキ	57	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
158	富士市大淵	14711	9	い60-1	山林	0.0337	ヒノキ	64	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
159	富士市大淵	14720	9	ろ89	山林	0.1193	ヒノキ	57	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
160	富士市大淵	14721	9	ろ90・99	山林	0.1457	ヒノキ スギ	54 64	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
161	富士市大淵	13985	9	ろ45-2	山林	0.0591	ヒノキ	59	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
162	富士市大淵	13986	9	ろ45-2	山林	0.0161	ヒノキ	59	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
163	富士市大淵	4463-1	9	ろ45-2	山林	0.0842	ヒノキ	59	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
164	富士市大淵	4464-3	9	ろ45-2	山林	0.1087	ヒノキ	59	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
165	富士市大淵	4467	9	ろ45-2 ろ48	山林	0.0915	ヒノキ	56 59	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
166	富士市大淵	15048	10	い67-1	山林	0.0690	ヒノキ	65	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
167	富士市大淵	15049	10	い67-1	山林	0.0297	ヒノキ	65	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
168	富士市大淵	14693	9	ろ104-1	山林	0.0350	スギ	77	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
169	富士市大淵	14099	9	い38	山林	0.1642	スギ	67	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
170	富士市大淵	14100	9	ろ63	山林	0.0013	ヒノキ	59	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
171	富士市大淵	14101	9	い38	山林	0.0462	スギ	67	2022.9.30	5年 (2028.3.31)			

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									（A）の森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	
153	富士市大淵	14814	9	ろ25-3	山林	0.0710	ヒノキ	16			03-139
154	富士市大淵	14815	9	ろ25-3	山林	0.0343	ヒノキ	16			03-139
155	富士市大淵	14640	9	ろ66	山林	0.1791	ヒノキ	57			03-141
156	富士市大淵	14641	9	ろ66	山林	0.3672	ヒノキ	57			03-141
157	富士市大淵	14645	9	ろ66	山林	0.0495	ヒノキ	57			03-141
158	富士市大淵	14711	9	い60-1	山林	0.0337	ヒノキ	64			03-141
159	富士市大淵	14720	9	ろ89	山林	0.1193	ヒノキ	57			03-141
160	富士市大淵	14721	9	ろ90・99	山林	0.1457	ヒノキ スギ	54 64			03-141
161	富士市大淵	13985	9	ろ45-2	山林	0.0591	ヒノキ	59			03-150
162	富士市大淵	13986	9	ろ45-2	山林	0.0161	ヒノキ	59			03-150
163	富士市大淵	4463-1	9	ろ45-2	山林	0.0842	ヒノキ	59			03-150
164	富士市大淵	4464-3	9	ろ45-2	山林	0.1087	ヒノキ	59			03-150
165	富士市大淵	4467	9	ろ45-2 ろ48	山林	0.0915	ヒノキ	56 59			03-150
166	富士市大淵	15048	10	い67-1	山林	0.0690	ヒノキ	65			03-161
167	富士市大淵	15049	10	い67-1	山林	0.0297	ヒノキ	65			03-161
168	富士市大淵	14693	9	ろ104-1	山林	0.0350	スギ	77			03-165
169	富士市大淵	14099	9	い38	山林	0.1642	スギ	67			03-169
170	富士市大淵	14100	9	ろ63	山林	0.0013	ヒノキ	59			03-169
171	富士市大淵	14101	9	い38	山林	0.0462	スギ	67			03-169

# 経営管理実施権配分計画

## 1 個別事項

整理番号	配○3	経営管理実施権の設定を受ける者(丙)			(名称)					(所在地)							
		経営管理実施権を設定する市町村(乙)			(名称)					(住所又は所在地)							
		経営管理実施権の設定を受ける森林(A)								経営管理実施権の存続期間(終期)(B)		経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容(C)		木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法		丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	
番号	所在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	経営管理 実施権の始期								
172	富士市大淵	14102	9	ろ63	山林	0.0376	ヒノキ	59	2022.9.30	5年 (2028.3.31)	1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。  2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。  3. 森林施業 ・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。		1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。  2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入により算定する。  3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。  4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。		1. 時期 ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに行う。  2. 相手方及び方法 ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込により行う。		
173	富士市大淵	14853	9	ろ12	山林	0.1219	スギ	64	2022.9.30	5年 (2028.3.31)							
174	富士市大淵	14854	9	ろ12	山林	0.0343	スギ	64	2022.9.30	5年 (2028.3.31)							
175	富士市大淵	14855	9	ろ12	山林	0.0062	スギ	64	2022.9.30	5年 (2028.3.31)							
176	富士市大淵	14575	9	ろ53	山林	0.0697	スギ	79	2022.9.30	5年 (2028.3.31)							
177	富士市大淵	14016	9	ろ6-1	山林	0.0171	ヒノキ	54	2022.9.30	5年 (2028.3.31)							
178	富士市大淵	14017	9	ろ6-1	山林	0.0228	ヒノキ	54	2022.9.30	5年 (2028.3.31)							
179	富士市大淵	13996	9	ろ12-1 ろ41	山林	0.0667	ヒノキ スギ	54 65	2022.9.30	5年 (2028.3.31)							
180	富士市大淵	13997	9	ろ12-1	山林	0.1024	ヒノキ スギ	64	2022.9.30	5年 (2028.3.31)							

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									（A）の森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	
172	富士市大淵	14102	9	ろ63	山林	0.0376	ヒノキ	59			03-169
173	富士市大淵	14853	9	ろ12	山林	0.1219	スギ	64			03-172
174	富士市大淵	14854	9	ろ12	山林	0.0343	スギ	64			03-172
175	富士市大淵	14855	9	ろ12	山林	0.0062	スギ	64			03-172
176	富士市大淵	14575	9	ろ53	山林	0.0697	スギ	79			03-181
177	富士市大淵	14016	9	ろ6-1	山林	0.0171	ヒノキ	54			03-182
178	富士市大淵	14017	9	ろ6-1	山林	0.0228	ヒノキ	54			03-182
179	富士市大淵	13996	9	ろ12-1 ろ41	山林	0.0667	ヒノキ スギ	54 65			03-183
180	富士市大淵	13997	9	ろ12-1	山林	0.1024	ヒノキ スギ	64			03-183
<p>この計画に同意する。</p> <p>権利の設定を受ける者（丙） 住 所（同上） 富士市森林組合 代表理事組合長 渡井 正孝 印</p> <p>権利を設定をする市町村（乙） 住 所（同上） 富士市長 小長井 義正 印</p>											

- （記載注意）
- （1） この個別事項は、経営管理実施権の設定を受ける者が異なる場合には、別葉とすること。
  - （2） （B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。
  - （3） 備考欄には、経営管理権集積計画の整理番号を記載すること。
  - （4） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定めた経営管理権集積計画に基づく森林の場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付することともに備考欄に記載すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
  - （5） 当該経営管理実施権配分計画（写）に丙が乙に提出した企画提案書の全て又はその一部を添付して丙から甲に送付すること。

## 2 共通事項

経営管理実施権配分計画に定めた経営管理実施権及び経営管理受益権（金銭の支払いを受ける権利）は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるものとする。

### (1) 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容

丙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより木材の生産及び木材の販売（以下「木材生産等」という。）を実施し、木材の販売による収入（以下「販売収入」という。）を収受するとともに、販売収入と補助金から木材生産等に要する経費を控除した収益をもとに、甲に還元するものとする。

### (2) 森林施業による測量の実施

- ① 丙は、経営管理実施権配分計画に定めた当該森林の施業範囲毎に測量を実施するものとする。
- ② 丙は、測量を実施した成果を現地で把握できるように測量杭を打設し、位置情報（座標等）を把握することで、森林施業の範囲の明確化に努めるものとする。
- ③ 丙は、甲の所有する当該森林と隣接する森林所有者との合意形成の必要性が新たに生じた場合は、境界を把握するための調査など必要な措置を講じるものとする。

### (3) 丙の義務

丙は、経営管理権集積計画及び経営管理実施権配分計画に規定された権限の範囲内において、甲から丙に対して義務の履行を求められるとともに、甲に対して善管注意義務を負うものとする。また、丙は、乙に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告をしなければならない。

### (4) 乙の義務

乙は、経営管理権集積計画及び経営管理実施権配分計画に規定された権限の範囲内において、丙に対して監督責任を負うものとする。また、乙は、丙から当該森林の経営管理の状況等についての報告を受けた際には、経営管理が適正に履行されているかの確認をしなければならない。その結果、経営管理に改善の余地がある場合には、乙は、丙に対して、経営管理の改善指導を行うものとする。

### (5) 経営管理実施権の対象とする森林

当該森林にある立木竹の権利は、甲に帰属する。

### (6) 経営管理実施権の設定

経営管理実施権配分計画の公告により、丙に経営管理実施権が設定される。また、公告した経営管理実施権配分計画の写しについて、甲に送付するものとする。なお、丙に設定された経営管理実施権は、公告した後に、当該森林の所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力が持続されるものとする。

### (7) 経営管理実施権の設定等の条件

- ① 乙は、当該森林に係る経営管理権集積計画を取り消す場合には、予め、丙に通知するものとし、経営管理権集積計画を取り消した場合は、経営管理実施権配分計画を取り消すものとする。
- ② 乙は、丙が次のいずれかに該当する場合には、経営管理実施権配分計画のうち、丙に係る部分を取り消すことができる。
  - ア 偽りその他不正な手段により乙に経営管理実施権配分計画を定めさせていたことが判明した場合
  - イ 森林経営管理法第36条第2項各号に掲げる要件を欠くに至ったと認める場合
  - ウ 当該森林について経営管理を行っていないと認める場合
  - エ 経営管理実施権配分計画に基づき支払われるべき金銭の支払又はこれに代わる供託をしない場合
  - オ 正当な理由がなくて(3)の報告をしない場合
- ③ 乙は、災害その他の事由により当該森林において、丙が(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難であると認めた場合は、気象災等により被害が生じて、(10)により復旧を行う場合を除いて、経営管理実施権配分計画から当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ④ 丙は、1の個別事項に定める経営管理実施権の存続期間の途中において解約しようとする場合は、乙の同意を得なければならない。
- ⑤ 乙及び丙は、この経営管理実施権配分計画に定めた経営管理実施権に関する事項は変更しないものとする。
- ⑥ 丙は、経営管理実施権の全部又は一部について、第三者に移転若しくは設定してはならない。
- ⑦ 丙の権利義務の全部を継承した者は、経営管理実施権についても継承するものとし、丙又は当該権利義務の全てを継承した者は、予め、その旨を甲及び乙に通知するものとする。

(8) 甲への通知

当該森林について、甲への還元額(D)が生じた場合、丙が甲に対して、還元額の明細書を通知するものとする。

(9) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 丙は、(1)、(2)、(10)、(14)に掲げる事項を実施するために必要な場合は、当該森林に随時立ち入り、若しくは丙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは丙以外の者に使用させることができる。
- ② 丙は、(1)、(2)、(10)、(14)に掲げる事項を実施するために必要な場合は、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は丙以外の者に設置させることができる。この場合において、丙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 丙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ、第三者から立木の除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が立木の除去等を行うことを認めることができる。

(10) 森林保険

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、丙が森林保険の給付額の範囲内で復旧を行うこととする。
- ② 丙は、甲を被保険者として、当該森林についての森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は丙がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金が受給される場合、甲は当該保険金の請求及び受領を丙に委任するものとし、丙が復旧する用に供するために、当該保険金を復旧費用として適用することとする。

(11) 災害等による経営及び管理の取り扱い

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になってしまった場合、丙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害賠償

- ① 丙は、丙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 丙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、丙は損害賠償責任を負わないものとする。

(13) 経営管理実施権の存続期間の満了時における清算の方法

経営管理実施権の存続期間が満了した場合において、甲と丙との間に新たな金銭の受渡しは生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 森林利用の制約

- ① 丙は、森林施業に支障が生じない範囲内であれば、甲が森林を利用することを認めるものとする。
- ② 丙は、森林保全の観点から、第三者が当該森林に立ち入り、当該森林を無断に使用することが懸念される場合は、進入禁止の立て看板の設置等の必要な措置を講じるものとする。

(15) その他

この経営管理実施権配分計画に定めのない事項及びこの経営管理実施権配分計画に疑義が生じたときは、乙、丙が協議して定めるものとする。